

付属文書 18

決議 MEPC.234(65)
採択日: 2013 年 5 月 17 日

2012 年エネルギー効率設計指標 (EEDI) の検査及び認証
に関するガイドライン (決議 MEPC.214(63)) の一部改正

(日本語仮訳)

海洋環境保護委員会は、

海洋汚染の防止および規制のための国際条約により与えられた海洋環境保護委員会 (委員会) の機能に係る国際海事機関条約第 38 条(a)を想起し、

さらに第 62 回委員会において、「1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書によって修正された同条約を改正する 1997 年の議定書」の附属書改正 (MARPOL 条約附属書 VI の船舶のエネルギー効率に関する規則を含む) を決議 MEPC.203(62)により採択したことも想起し、

第 62 回委員会において採択された船舶のエネルギー効率に関する規則について新たに第 4 章として追加する MARPOL 条約附属書 VI の改正が、2013 年 1 月 1 日に発効したことに銘記し、

また、改正後の MARPOL 条約附属書 VI の第 5 規則 (検査) が、第 4 章が適用になる船舶が機関によって策定されたガイドラインを考慮に入れて、検査及び認証を受けなければならないことを要求していることにも銘記し、

さらに、2012 年エネルギー効率設計指標 (EEDI) の検査及び認証に関するガイドラインが、第 63 回委員会において採択されたことにも銘記し、

MARPOL 条約附属書 VI の改正に当たり、上記規則の円滑かつ統一的な実施のために関連ガイドラインの採択および業界に十分な準備期間を与えることが必要であることを認識し、

第 65 回委員会において、2012 年エネルギー効率設計指標 (EEDI) の検査及び認証に関するガイドラインの改正を考慮して、

1. この決議の付属文書に記載された 2012 年エネルギー効率設計指標 (EEDI) の検査及び認証に関するガイドラインの部分改正を採択し、
2. 主管庁に対して、改正後の MARPOL 条約附属書 VI の第 5 規則に記載された条項に効力を与え実施する国内法の策定および制定に際して、付属のガイドラインを考慮に入れることを要請し、
3. MARPOL 条約附属書 VI 締約国およびその他加盟国に対して、添付のエネルギー効率設計指標 (EEDI) の検査及び認証に関するガイドラインを、船主、船舶運航者、造船会社、船舶設計者およびその他関係者に周知することを要請し、
4. これらのガイドラインを、得られた経験を踏まえて継続的に見直すことに同意する。

付属文書

**2012年エネルギー効率設計指標（EEDI）の検査及び認証
に関するガイドライン（決議 MEPC.214(63)）の一部改正**

4.3.5, 4.3.6 および 4.3.8 項を以下に置き換える。

“4.3.5 海象条件は、ITTC Recommended Procedure 7.5-04-01-01.1 Speed and Power Trials, part 1; 2012 revision 1 または ISO 15016:2002*の手法により計測する。

4.3.6 船速は、ITTC Recommended Procedure 7.5-04-01-01 Speed and Power Trials, part 1; 2012 revision 1 または ISO15016:2002*の手法により、EEDI 計算ガイドライン第 2.5 項で規定されている主機出力を範囲に含む 3 点以上で計測する。

4.3.8 造船所は、海上試運転において計測した船速および主機出力に基づいてパワーカーブを作成する。パワーカーブの作成のために、必要な場合、造船所は、ITTC Recommended Procedure 7.5-04-01-01.2 Speed and Power Trials, part 2; 2012 revision 1 または ISO15016:2002*の手法により、風、潮流、波浪、浅水、排水量の影響を考慮して船速を補正する。船主と合意した上で、造船所は認証を受けるために、パワーカーブを作成する際の詳細情報を含む速力試験に関する報告書を認証機関に提出する。”

*

ITTC Recommended Procedure 7.5-04-01-01 は “ITTC.SNAME.ORG.”の URL から入手可能でより望ましい規格と考えられる。ISO15016 の改正版は 2014 年初までに発行される。